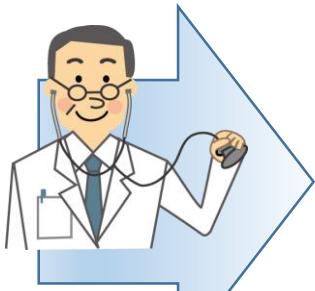


# 看護師特定行為研修を修了した 看護師が活動しています

保健師助産師看護師法の改正により、所定の研修を終えた看護師が医師又は歯科医師が予め作成した指示書に基づき、診療の補助（特定行為）を実施できるようになりました。  
当センターでも、研修を終えた看護師が活動しております。

## 特定行為の実施の流れ（脱水を繰り返すAさんの例）

### 研修受講前



Aさんを診察後、脱水症状があれば連絡するよう看護師に指示。



Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。医師にAさんの状態を報告。



看護師に点滴を実施するよう指示。



点滴を実施。



結果を医師に報告。

研修を受けると  
このように  
変わります

### 研修受講後



Aさんを診察後、手順書により脱水症状があれば点滴を実施するよう看護師に指示。

#### 看護師特定行為

**j-NsSMA**

研修修了者のバッジ



Aさんを観察し、脱水の可能性を疑う。

手順書に示された  
**病状の範囲内**

☞**病状の範囲外の場合  
医師に報告**



手順書により  
タイムリーに  
点滴を実施。



結果を医師に報告。

### ● 看護師特定行為の目的 ● 診療の補助、チーム医療のキーパーソン

※特定行為を行う時には、「医師・歯科医師が医行為を直接実施するか」「どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるか」の判断は、患者さんの病状や看護師の能力を勘案し、医師・歯科医師が行います。



自治医科大学附属さいたま医療センター

自治医科大学は、厚生労働大臣指定の看護師特定行為指定研修機関です。

